

次世代育成支援対策に基づく 行動計画 (第 1 回)

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 6 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1 : 男性育児休業取得率 50%以上 女性育児休業取得率 80%以上

<対策>

育児休業を取得しやすくなるよう、管理職への育児休業の研修の実施を行い育児休業対象者には事前に周知を行う。

目標 2 : 育児休業に関する相談窓口の設置

<対策>

育児休業に関しての相談がしやすくなるように相談窓口の設置を行い各従業員への周知及び事業所内への掲示を行う。また、相談窓口の担当者を任命すること。